

第百六十五回国 参議院 經濟産業委員会 會議録第六号

平成十八年十二月五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動  
十一月二十九日  
尾立 源幸君  
廣野ただし君  
小川 勝也君

補欠選任

若林 秀樹君  
小川 勝也君

十一月三十日  
小川 勝也君  
藤末 健三君

補欠選任

廣野ただし君  
喜納 昌吉君

十二月一日  
喜納 昌吉君

補欠選任  
藤末 健三君

出席者は左のとおり。

委員長 伊達 忠一君  
理事 加納 時男君  
小林 温君  
佐藤 昭郎君  
藤末 健三君  
渡辺 秀央君

委員 魚住 汎英君  
倉田 寛之君  
松田 岩夫君  
小林 正夫君  
直嶋 正行君  
廣野ただし君  
若林 秀樹君  
弘友 和夫君  
松 あきら君  
田 英夫君  
鈴木 陽悦君

衆議院議員  
登 議 者 直嶋 正行君  
登 議 者 藤末 健三君  
登 議 者 佐藤 剛男君  
登 議 者 大口 善徳君

事務局側  
常任委員会専門員 世木 義之君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件  
○入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
○官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名発議)

○委員長(伊達忠一君) たいだいまから經濟産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
去る十一月二十九日、尾立源幸君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君が選任されました。

○委員長(伊達忠一君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。委員の異動に伴い、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に藤末健三君を指名いたします。

○委員長(伊達忠一君) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案及び官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案について、衆議院議員佐藤剛男君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員佐藤剛男君。

○衆議院議員(佐藤剛男君) おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由、要旨説明をさせていただきます。

自由民主党及び公明党の両党共同提案の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の入札談合等関与行為防止法は、平成十五年一月から施行されており、これまでに公正取引委員会がこの法律に基づき改善措置要求を行った事例は既に三例あります。具体的には、平成十五年一月の北海道岩見沢市発注の建設工事に関する入札談合事件、平成十六年七月の新潟県新潟市発注の建設工事に関する入札談合事件、平成十七年九月の北海道岩見沢市発注の鋼橋上部工工事に関する入札談合事件の三件であります。このうち、道路公団の事件については、独占禁止法違反の罪により刑事告発されております。

また、これらのほかにも、平成十八年二月に、防衛施設庁発注の建設工事をめぐる入札談合事件において、発注機関の職員が刑法の談合罪に基づき起訴される等、いわゆる官製談合事件が国、地方問わず多く見られる状況が続いてきたところであります。

このような状況を踏まえ、平成十七年末に、当時の小泉総理から現行の入札談合等関与行為防止法の改革案を検討するよう指示があり、これを受けて、平成十八年一月に、自民党独禁法調査会の下に官製談合防止法検討ワーキングチームが設置されるとともに、公明党にも同様に官製談合対策プロジェクトチームが設置され、さらに与党合同で与党官製談合防止法検討ワーキングチームが設置されて検討が開始されました。

検討の結果、官製談合の防止を徹底するためには、発注機関の職員に対してより重い刑罰を科すこと、また、入札談合等関与行為の類型を追加すること等が適切であり、同法より一層の強化が必要であるとの結論に達し、与党において議員立法として本法律案をまとめ、提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律に改めるとともに、この法律の趣旨が、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置に加えて、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものである旨を明記することとしております。

第二に、この法律の適用対象となる特定法人に、特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている会社のうち、政令で定めるものを除いたものを追加することとしております。

第三に、入札談合等関与行為に該当する行為として、特定の入札談合等に関し、事業者等の明示又は黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働

き掛け、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を補助することを追加することとしております。

第四に、発注機関は、入札談合等関与行為による国等の損害の有無についての調査、入札談合等関与行為を行った職員等の賠償責任の有無等の調査及び入札談合等関与行為を行った職員に係る懲戒事由の調査について、それぞれその結果を公表しなければならぬこととしております。

第五に、発注機関の職員が、その所属する発注機関が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処することとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(伊達忠一君) 次に、官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案について、発議者直嶋正行君から趣旨説明を聴取いたします。直嶋正行君。

○直嶋正行君 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案に関する提案理由を御説明申し上げます。

私は、提出者を代表しまして、今申し上げたとおり、提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

を養うものであります。また、福島県、和歌山県、宮崎県で相次いで発生した談合事件は、県知事やその他幹部職員の指示によるトップダウン型のもので推察されます。

このように組織的に悪質・巧妙化している官製談合は、善良なる国民に対する許し難い背信行為であります。我が党は、社会問題化している官製談合を防止するには、発注者側職員を的確に処罰する新たな法的枠組みに加え、入札・契約制度の改革、退職や再就職など公務員の人事管理の改革が不可欠と考えております。

さて、我が党はこれまで、官製談合の防止には、刑法及び官製談合防止法など関係する諸法律の改正を行うべきと主張してまいりましたが、今日、官製談合の実態を考えたとき、国民、納税者への著しい背信行為である官製談合の根絶には、新たな法的枠組みの必要性がますます高まったことを示しております。

官製談合の防止については、与党からも改正法案が提出をされておりますが、与党案は重大な犯罪である官製談合に刑法で対応しておりません。また、発注者側が談合を黙認していた場合について何ら触れていないこと、発注担当職員の賠償責任の厳格化のために必要な規定が置かれていないことなどの点で、不十分であると指摘をせざるを得ません。

これに対して本法律案は、刑法及び官製談合防止法など関係する諸法律の改正を行うもので、官製談合事件の防止の徹底を図る上で実効性に優れた内容となっております。

以下、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、刑法の談合罪を目的犯でないものとしたします。

対象となる特定法人の範囲を拡大いたします。

第四に、入札談合等関与行為に該当する行為として、発注者側による一定の不作為を追加いたします。

第五に、職員の賠償責任等を厳格化するとともに、損害額について、裁判所が公正取引委員会に意見を求めなければならない旨の規定を追加いたします。

第六に、公正取引委員会と会計検査院との連携の強化を図ります。

さらに、本法案の附則では、法律の施行後三年を目途に、国等の職員が談合等に関与する行為の防止その他の談合等の防止のための措置について検討を加え、所要の措置を講じることを規定しております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(伊達忠一君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十三分散会

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力発電等に関する請願(第六五七号)

第六五七号 平成十八年十一月二十二日受理  
原子力発電等に関する請願  
請願者 佐賀市内城一ノ一四五 原口義己

紹介議員 狩野 安君  
エネルギー資源の乏しい我が国にとって、国民生活の維持向上と社会経済の発展に必要な電力を確保することは、極めて重要な課題となっております。国においては、各種エネルギー資源の開発について対策が講じられているが、原子力発電に関

する施策は必ずしも十分とは言えない。また、過去に発生した高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の事故や株式会社ジェー・シー・オーの臨界事故、MOX燃料に係る検査データの不正問題等は、原子力政策の在り方に対する国民の信頼を根本から損なっている。さらに、平成一四年、発覚した自主点検作業記録等の記載に係る不正問題及び格納容器漏えい率検査における偽装工作は、原子力発電施設等の安全性を信じざるを得ない立地地域の住民の気持ちに踏みにじるものであり、原子力行政の体質、体制を問われ、原子力発電施設等の安全性はもとより、国の安全規制に対する国民の不安感、不信感はまだ回復には至っていない。このような中、平成一六年七月には、国等における核燃料サイクルに係る過去のコスト試算資料の存在が発覚したばかりか、同年八月には、関西電力株式会社美浜発電所三号機二次系配管破損事故により、我が国で初めて運転中の原子力発電所で死傷者が出る事故が発生したことは、原子力発電施設等に対する国民の信頼を根本から崩すものである。また、志賀原子力発電所二号機運転差止め訴訟においては、平成一八年三月に原子力安全委員会が定める耐震設計指針に疑問を持たせる判決が出され、国の安全審査が否定された内容となり、国民に不安を与える結果となった。大きく失墜した原子力発電所に対する信頼を回復するためにも、あらゆる対策を講じる必要がある。電力自由化の進展など、エネルギーをめぐる社会情勢が変化している中で、国が進める核燃料サイクルに対しては、国民の理解、コンセンサスが十分得られていない。国においては、原点に立ち返り原子力政策に対する一層の国民の合意形成を図るとともに、原子力発電施設等の安全性の確保と防災対策の確立、原子力発電に関する国民の理解と協力を得るための分かりやすい広報の徹底、さらには、電源地域の振興を図るための総合的な施策の確立など、その充実強化が強く求められる。

ついては、次の措置を速やかに採らねばならない。

一、原子力発電施設等(核燃料サイクル施設を含む。)の安全対策及び防災対策並びに周辺環境整備に係る予算枠の拡大を図ること。

エネルギー資源の乏しい我が国は、エネルギーの安定供給、経済性及び地球環境保全等の面から今後とも原子力発電に依存せざるを得ない状況にあり、さらに原子力発電施設等の安全対策及び防災対策並びに周辺環境整備の充実強化を図るため、国の関係予算枠を拡大すること。特に原子力発電所がテロやミサイル攻撃の標的となつた場合、発電所周辺住民の安全を確保するには、避難のための道路整備は重要であり、国の予算枠を拡大すること。

十二月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名発議)

一、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(衆(第六百六十四回国会提出、衆議院継続審査)

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次のように改正する。

第九十六条の三第二項中「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で」を「公の競売又は入札で契約を締結するためのものに關し」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公の競売又は入札で契約を締結するためのもの職務を行う公務員が、その職務上の地位を利用して、談合に關与したときは、三年以下の懲役に処する。

(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部改正)

第二条 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人

二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常に、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社(前号に掲げるものを除く。)

第二条第五項中「又は特定法人」を「若しくは特定法人」に、「次の各号のいずれか」を「第一号から第三号までのいずれかに該当するもの又は契約の締結に關し権限若しくは職務上の地位に基づく影響力を有する職員の不作為であつて第四号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 入札談合等が行われる明白なおそれがあつて、これを知らながら当該入札談合等を行つたことに関する措置を講じないこと。

第四条第四項中「重大な」を削る。

第九条を第十一号とし、第八条を第十号とし、第七条を第九号とし、第六条を第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(公正取引委員会による会計検査院への通知)

第八条 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があり、又はあつたと認めるときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。ただし、当該入札談合等関与行為に係る契約に関する会計経理について会計検査院が検査をすることができない場合は、この限りでない。

第五条を第六号とし、第四条の次に次の一条を加える。

(損害額についての公正取引委員会の意見)

第五条 入札談合等関与行為を行つた職員に対する損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、当該職員の入札談合等関与行為によつて生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十三条の二第二項中「重大な過失」を「過失」に改める。

(会計検査院法の一部改正)

第四条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「重大な」を削り、「當る」を「当たる」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

会計検査院は、検査の結果国の契約に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三十一条又は第八十一条第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があると認めるときは、その事実を公正取引委員会に通知しなければならない。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第五条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「重大な」を削り、「因り」を「より」に改める。

第四条第一項中「重大な」を削り、「因り」を「より」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四条第三項中「重大な」を削り、「因り」を「より」に改める。

### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(以下「新入札談合等防止法」という。)第四条第四項の規定は、新入札談合等防止法第二条第五項に規定する国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下この条及び附則第七条第一項において「職員」という。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新入札談合等防止法第二条第五項に規定する入札談合等関与行為を行つた場合について適用し、職員が施行日前に同項に規定する入札談合等関与行為を行つた場合については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、第三条の規定による改正後の地方自治法第二百四十三条の二(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前の事実に基づく国の会計事務を処理する職員に係る懲戒処分等の要求については、第四条の規定による改正後の会計検査院法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前の事実に基づく予算執行職員等の責任に関する法律第二条第一項に規定する予算執行職員及び同法第九条第一項に規定する公

庫等予算執行職員の弁償責任については、第五条の規定による改正後の予算執行職員等の責任に関する法律第三条第二項並びに第四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の刑法（以下「新刑法」という。）及び新入札談合等防止法の施行の状況、国若しくは地方公共団体又は新入札談合等防止法第二条第二項に規定する特定法人が行う競売又は入札で契約を締結するためのものに係る談合等（以下この項において「談合等」という。）の発生に関する状況、談合等の実態等を勘案し、職員が談合等に関する行為の防止その他の談合等の防止のための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年以内に、新刑法及び新入札談合等防止法の施行の状況、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の民営化に伴いその経営組織が株式会社に変更されたもの（以下「民営化会社」という。）が行う競売又は入札で契約を締結するためのものに係る談合等（以下「談合等」という。）の発生に関する状況、談合等の実態等を勘案し、民営化会社の役員又は職員が談合等に関する行為の防止その他の談合等の防止のための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案  
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

第一条中、「入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため」を削り、「連携協力等」の下に「入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置」を、「定める」の下に「とともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定める」を加える。

第二条第二項中「国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人」を次の各号のいずれかに該当するものに改め、同項に次の各号を加える。

一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人

二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

第二条第四項中「方法」の下に「（以下「入札等」という。）」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

第四条第六項中「及び第四項」を、「第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「（限る。）」の下に、「第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）」を加え、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 各省各庁の長等は、第一項及び第二項の調査の結果を公表しなければならない。

第五条に次の一項を加える。

4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第一項本文又は第二項の調査の結果を公表しなければならない。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（職員による入札等の妨害）

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。